

○ 保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第九号）

改 正 案	現 行
附 則 第四条から第七条まで 削除	附 則 （特定保険業者の届出） 第四条 改正法附則第三条第一項に規定する届出をしようとする者は、附則別紙様式第一号により作成した届出書に同条第二項に規定する書類を添付して、金融庁長官（保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号。以下「改正令」という。）附則第五条の規定により金融庁長官の権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあつては、当該財務局長又は福岡財務支局長。第二十三条において同じ。）に提出しなければならない。 （特定保険業者の届出書の添付書類） 第五条 改正法附則第三条第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 改正法附則第三条第一項に規定する届出書を提出する日（第四号及び次条において「提出の日」という。）前三十日以内の日に おける保険契約の相手方の総数 二 被保険者又は保険の目的の範囲及び保険の種類の区分 三 保険金額及び保険期間に関する事項

四 提出の日前三十日以内の日における当該特定保険業者（改正法附則第二条第三項に規定する特定保険業者をいう。以下同じ。）の役員若しくは使用人又は特定保険業者の委託を受けた者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）若しくはその者の役員若しくは使用人で、その特定保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者（次号及び附則第九条において「特定保険業者募集人」という。）の氏名又は名称及び住所

五 特定保険業者募集人の保険募集（法第二十六条に規定する保険募集をいう。次条及び附則第九条において同じ。）に係る権限及び報酬の支払の方法に関する事項

第六条 改正法附則第三条第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 提出の日前三十日以内の日において当該特定保険業者が特定保険業に係る業務（保険募集を除く。）の委託をしている場合における当該業務の受託者の商号、名称又は氏名及び営業所又は事務所の所在地若しくは住所並びに当該委託した業務の範囲を記載した書類

二 他に業務を行っているときは、その種類を記載した書類

三 法第三条第一項の免許又は法第二百七十二条第一項の登録の申請を予定する時期を記載した書類

(特定保険業者の免許申請書の添付書類)

第七条 法第三条第一項の規定による免許を受けようとする者が特定保険業者である場合においては、法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、新規則第六条第一項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類とする。

一 免許申請時において引受けを行っている保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、保険計理人が確認した結果を記載した意見書

二 貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあつては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類

(特定保険業者の登録申請書の添付書類)

第八条 法第二百七十二条第一項の規定による登録を受けようとする者が特定保険業者（保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）による改正前の改正法附則第二条第三項に規定する特定保険業者をいう。附則第三十五条第一項において同じ。）である場合においては、法第二百七十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、新規則第二百十一條の三各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

(特定保険業者の登録申請書の添付書類)

第八条 法第二百七十二条第一項の規定による登録を受けようとする者が特定保険業者である場合においては、法第二百七十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、新規則第二百十一條の三各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

第九条から第二十四条まで
削除

(業務運営に関する措置)

第九条 改正法附則第四条第一項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者は、同項において読み替えて適用する法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の二の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 保険募集に際して、特定保険業者募集人が、保険契約者に対し、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置がないこと及び法第二百七十条の三第二項第一号に規定する補償対象契約に該当しないことを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

二 保険契約者に対して、前号に定める書面を交付した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名又は押印を得るための措置

三 電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器を利用して、保険契約の申込みその他の保険契約の締結の手続を行うものについては、保険契約の申込みをした者の本人確認、被保険者（当該保険契約の締結時において被保険者が特定できない場合を除く。）の身体の状態の確認、契約内容の説明、情報管理その他当該手続の遂行に必要な事項について、保険契約者等の保護及び業務的確な運営を確保するための措置

四 特定保険業者募集人の公正な保険募集を行う能力の向上を図るための措置

五 前各号に定めるもののほか、保険募集に際して、特定保険業者募集人が、保険契約者及び被保険者（保険契約の締結時において被保険者が特定できない場合を除く。）に対し、保険契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他の適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

（個人顧客情報の安全管理措置等）

第十条 特定保険業者は、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業員の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（特別の非公開情報の取扱い）

第十一条 特定保険業者は、その業務上取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

（特定関係者との間の取引等）

第十二条 改正法附則第四条第一項の規定により読み替えて適用される法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の三本

文に規定する内閣府令で定める取引又は行為は、当該特定関係者（法第二百七十二条の十三第二項において準用する法第百条の三本文に規定する特定関係者をいう。以下この条において同じ。）との間又は当該特定関係者の顧客との間で行う取引又は行為のうち、当該特定保険業者の取引の通常の条件に比し、当該特定保険業者に著しく不利な条件で行われるものとする。

（業務報告書の様式等）

第十三条 改正法附則第四条第四項の規定により同条第一項において適用する法第二百七十二条の十六第一項に規定する業務報告書は、事業報告書、附属明細書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分又は損失処理に関する書面（特定保険業者である株式会社にあつては、株主資本等変動計算書）及び有価証券等に関する書面に分けて、特定保険業者が法人である場合にあつては附則別紙様式第二号、個人である場合にあつては附則別紙様式第三号により作成し、事業年度終了後四月以内に提出しなければならない。

2 特定保険業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号。以下「令」という。）第四十七条の二の規定により、当該特定保険業者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、その財務局長又は福岡

財務支局長。次項及び次条において同じ。）の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

3 特定保険業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

（業務報告書の縦覧）

第十四条 金融庁長官は、特定保険業者から提出された業務報告書のうち、保険契約者等の秘密を害するおそれのある事項及び当該特定保険業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、保険契約者等の保護に必要と認められる部分を、金融庁（令第四十七条の二の規定により、当該特定保険業者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあっては、その財務局又は福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（特定保険業者の保険契約の包括移転）

第十五条 改正法附則第四条第七項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する新規則第二百十一条の六十三の規定の適用については、「法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第四項（法第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「法第二百七十二条

の二十九において準用する法第百三十七条第四項」とする。

第十六条 改正法附則第四条第七項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する新規則第二百十一条の六十四の規定の適用については、同条第二項第三号中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」と、同項第十二号中「法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第四項（法第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十七条第四項」と、同項第十四号中「その他」とあるのは「移転対象契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、移転先会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあつては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他」とする。この場合において、新規則第二百十一条の六十四第二項第十三号の規定は適用しない。

第十七条 削除

（特定保険業者からの事業譲渡）

第十八条 改正法附則第四条第八項の規定により少額短期保険業者と

みなされる特定保険業者に対する新規則第二百十一條の六十七の規定の適用については、同条第一項第三号中「株主総会等」とあるのは、「株主総会等（これに相当するものを含む。）」とする。

（特定保険業者の業務及び財産の管理の委託）

第十九条 改正法附則第四條第九項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する新規則第二百十一條の六十九の規定の適用については、同条第二項第三号中「委託会社及び受託会社」とあるのは「受託会社」とする。

第二十条 改正法附則第四條第九項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する新規則第二百十一條の七十の規定の適用については、同条第二項第三号中「委託会社及び受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等」とあるのは「受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等」とする。

（特定保険業者の合併の認可の申請）

第二十一条 改正法附則第四條第十一項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する新規則第五條の規定の適用については、同条第一項第三号中「株主総会等」とあるのは「株主総会等（これに相当するものを含む。）」と、同項第八号中「法第百六十五條の七第二項（法第百六十五條の十二において準用する場合を含む。）、法第百六十五條の十七第二項（法第百六十五條の二

十において準用する場合を含む。」又は法第百六十五条の二十四第二項」とあるのは「会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十條第二項」と、同項第十六号中「取締役、執行役又は監査役」とあるのは「取締役、執行役又は監査役（これらに相当するものを含む。）」と、同項第二十一号中「その他」とあるのは「合併により消滅する特定保険業者の保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあつては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他」とする。この場合において、同項第九号及び第十三号の規定は適用せず、同項第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号の規定は、当該特定保険業者が株式会社である場合に限り適用する。

（特定保険業者の会社分割の認可の申請）

第二十二條 改正法附則第四条第十二項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する新規則第一百五條の六の規定の適用については、同条第一項第三号中「株主総会」とあるのは「株主総会（これに相当するものを含む。）」と、同項第十号中「法第百七十三條の四第四項の異議を述べた保険契約者その他の債権者が

あるときは、当該保険契約者その他の債権者」とあるのは「会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八十条第二項の規定による公告をしたこと及び異議を述べた保険契約者（これらの規定による公告の時に既に保険金請求権等が生じている保険契約（当該保険金請求権等に係る支払により消滅することとなるものに限る。）に係る保険契約者に限る。）その他の債権者があるときは、その者」と、同項第十五号中「取締役、執行役又は監査役」とあるのは「取締役、執行役又は監査役（これらに相当するものを含む。）」と、同項第二十一号中「その他」とあるのは「吸収分割会社又は新設分割会社が会社分割により承継させる保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、会社分割により保険契約を承継する保険会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあつては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他」とする。この場合において、同項第九号及び第十一号の規定は適用せず、同項第十号、第十二号及び第十三号の規定は、当該特定保険業者が株式会社である場合に限り適用する。

（特定保険業の廃止の承認の申請）

第二十三条 改正法附則第四条第十三項の承認を受けようとする特定

保険業者は、承認申請書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

（特定保険業者であつた保険会社等の危険準備金に関する経過措置）

第二十四条 改正法附則第八条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、責任準備金のうち新規則第六十九条第一項第三号に規定する危険準備金に相当する金額（施行日から起算して五年を経過する日までの間に終了する決算期までの期間に分割して計画的に積み立てることとした場合において、不足することとなる金額に限る。）とする。

（特定少額短期保険業者の出資額等の減少の申請等）

第二十六条 特定少額短期保険業者（改正法附則第十五条第三項に規定する特定少額短期保険業者をいう。以下同じ。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官（改正令附則第六条に規定する金融庁長官の指定する特定少額短期保険業者又は改正法附則第十六条第一項の適用を受ける少額短期保険業者（以下この項及び附則第三十八条において「特定保険業者であつた少額短期保険業者等」という。）以外の特定少額短期保険業者又は特定保険業者であつた少額短期保険業者等）にあっては、当該特定少額短期保険業者又は特定保険業者であつた少額短期保険業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄す

（特定少額短期保険業者の出資額等の減少の申請等）

第二十六条 特定少額短期保険業者（改正法附則第十五条第三項に規定する特定少額短期保険業者をいう。以下同じ。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官（保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号。以下「改正令」という。）附則第六条に規定する金融庁長官の指定する特定少額短期保険業者又は改正法附則第十六条第一項の適用を受ける少額短期保険業者（以下この項及び附則第三十八条において「特定保険業者であつた少額短期保険業者等」という。）以外の特定少額短期保険業者又は特定保険業者であつた少額短期保険業者等）にあっては、当該特定少額短期保険業者

又は特定保険業者であつた少額短期保険業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）。以下同じ。）に提出しなければならない。

一五（略）

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一（略）

二 申請特定少額短期保険業者の出資の額又は基金の総額が、当該出資の額又は基金の総額の減少後において、保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号。附則第三十八条第一項において「令」という。）第三十八条の三に規定する額以上であり、かつ、その業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

（特定少額短期保険業者の業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第二十七条 特定少額短期保険業者に対する新規則第二百一条の三十七の規定の適用については、同条第一項第一号ロ中「株式会社にあつては、持株数の多い順に十以上」とあるのは「出資の額又は基金拠出額の多い順に五以上」と、「株主」とあるのは「出資者又は基金拠出者」と、「発行済株式の総数」とあるのは「出資の額又は基金の総額」と、同号二中「取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、

る財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）。以下同じ。）に提出しなければならない。

一五（略）

2 金融庁長官は、前項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一（略）

二 申請特定少額短期保険業者の出資の額又は基金の総額が、当該出資の額又は基金の総額の減少後において、令第三十八条の三に規定する額以上であり、かつ、その業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる額であること。

（特定少額短期保険業者の業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等）

第二十七条 特定少額短期保険業者に対する新規則第二百一条の三十七の規定の適用については、同条第一項第一号ロ中「株式会社にあつては、持株数の多い順に十以上」とあるのは「出資の額又は基金拠出額の多い順に五以上」と、「株主」とあるのは「出資者又は基金拠出者」と、「発行済株式の総数」とあるのは「出資の額又は基金の総額」と、同号二中「取締役及び監査役（委員会設置会社

取締役及び執行役」とあるのは「役員」と、同項第三号ロ中「当期純利益又は当期純損失（相互会社にあつては、当期純剰余又は当期純損失）」とあるのは「当期純剰余又は当期純損失」と、「資本金の額及び発行済株式の総数（相互会社にあつては、基金（法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額）」とあるのは「出資の額又は基金の総額」と、同項第五号イ中「キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成しない場合に限る。）及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金処分又は損失処理に関する書面及び基金等変動計算書）」とあるのは「及び剰余金処分又は損失処理に関する書面」とする。この場合において、同項第一号ハ、同項第三号ロ(1)、同項第五号ニ及びホの規定は適用しない。

2
(略)

(特定少額短期保険業者の保険契約の移転の認可の申請)
第二十九条 特定少額短期保険業者に対する新規則第二百十一条の六十四の規定の適用については、同条第二項第三号中「「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」と、同項第十四号中「その他」とあるのは「移転対象契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、移転先会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士

にあつては、取締役及び執行役）」とあるのは「役員」と、同項第三号ロ中「当期純利益又は当期純損失（相互会社にあつては、当期純剰余又は当期純損失）」とあるのは「当期純剰余又は当期純損失」と、「資本金の額及び発行済株式の総数（相互会社にあつては、基金（法第五十六条の基金償却積立金を含む。）の総額）」とあるのは「出資の額又は基金の総額」と、同項第五号イ中「キャッシュ・フロー計算書（連結財務諸表を作成しない場合に限る。）及び株主資本等変動計算書（相互会社にあつては、剰余金処分又は損失処理に関する書面及び基金等変動計算書）」とあるのは「及び剰余金処分又は損失処理に関する書面」とする。この場合において、同項第一号ハ、同項第三号ロ(1)、同項第五号ニ及びホの規定は適用しない。

2
(略)

(特定少額短期保険業者の保険契約の移転の認可の申請)
第二十九条 特定少額短期保険業者に対する新規則第二百十一条の六十四の規定の適用については、同条第二項第三号中「「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」と、同項第十四号中「その他」とあるのは「移転対象契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、移転先会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士

法人（確認すべき資産が不動産である場合にあっては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他」とする。この場合において、同項第十二号の規定は適用しない。

（特定保険業者であつた少額短期保険業者等の再保険に関する経過措置）

第三十九条 改正法附則第十六条第二項の規定により保険会社（外国保険会社等（法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。以下この項において同じ。）を含む。以下この条、次条、附則第四十二条及び第四十四条において同じ。）に付す再保険は、同項に規定する当該超える金額以上の金額を再保険に付した場合において、当該再保険に付した部分に係るすべての保険責任が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社又は外国保険業者（法第二条第六項に規定する外国保険業者をいい、外国保険会社等を除く。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に移転されるものとし、その額は、次の各号に掲げる再保険の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一（三）（略）

2（略）

士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあっては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他」とする。この場合において、同項第十二号の規定は適用しない。

（特定保険業者であつた少額短期保険業者等の再保険に関する経過措置）

第三十九条 改正法附則第十六条第二項の規定により保険会社（外国保険会社等（法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。）を含む。以下この条、次条、附則第四十二条及び第四十四条において同じ。）に付す再保険は、同項に規定する当該超える金額以上の金額を再保険に付した場合において、当該再保険に付した部分に係るすべての保険責任が受再保険会社（再保険を引き受ける保険会社又は外国保険業者（法第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）に移転されるものとし、その額は、次の各号に掲げる再保険の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一（三）（略）

2（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（以下「平成二十二年改正法」という。）の施行の際現に平成二十二年改正法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第二条第四項の規定により引き続き特定保険業（同条第一項に規定する特定保険業をいう。）を行っている特定保険業者（同条第三項に規定する特定保険業者をいう。）については、この府令による改正前の保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（以下この条において「旧平成十八年改政府令」という。）附則第四条から第六条まで及び第九条から第二十三条まで（第十七条を除く。）並びに附則別紙様式第一号から第三号までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧平成十八年改政府令附則第四条中「改正法」とあるのは「保険

業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「旧平成十七年改正法」という。）と、「保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号。以下「改正令」という。）」とあるのは「保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第 号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）」と、旧平成十八年改正府令附則第五条、第六条、第九条、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条及び第十八条から第二十三条までの規定中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法」と、旧平成十八年改正府令附則別紙様式第一号中「保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第38号。以下「改正法」という。）」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第51号）附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）」と、「改正法附則第3条第2項」とあるのは「同条第2項」とする。

2 旧平成十七年改正法附則第五条第五項に規定する移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人（同項に規定する移行法人をいい、平成二十二年改正法による改正後の保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項の認可を受けた者を除く。）については、旧平成十八年改正府令附則第四条、第十五条から第二十二條まで（第十七条を除く。）及び第二十四條並びに附則別紙様式第一号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧平成十八年改正府令附則第四条中「改正法」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下「旧平成十七年改正法」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「届出書に同条第二項に規定する書類を添付して、」とあるのは「届出書を」と、「保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号。以下「改正令」という。）」とあるのは「保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第 号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）」と、旧平成

十八年改正府令附則第十五条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「新規則第二百十一条の六十三の規定の適用については「法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第四項（法第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第四項」とする」とあるのは「新規則第二百十一条の六十一から第二百十一条の六十六の規定の適用については、新規則第二百十一条の六十一各号列記以外の部分中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法（以下この節において「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法」という。）第二百七十二条の二十九」と、同条第一号中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、同条第

二号中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「移転先会社が外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表」とあるのは「移転先会社が認可特定保険業者（保険業法等の一部を改正する法律（第二百十一条の六十四第二項及び第二百十一条の六十六第三号において「平成十七年改正法」という。）附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。第二百十一条の六十四第二項において同じ。）の場合にあつては一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十三条第二項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表及び認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年^{内閣府、総務省、法務省、国土交通省、環境省、経済産業省、国}令第 号）別紙様式第一号第三により作成した貸借対照表、外国保険会社等の場合にあつては日本における保険業の貸借対照表。第二百十一条の六十四第二項第四号において同じ。」と、新規則第二百一十一條の六十二中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、新規則第二百一十一條の六十三中「法第二百七十二條の二十九において準用する法第百三十七條第四項（法第二百五十一條第二項の規定により読み替えて

適用する場合を含む。」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第四項」と、「未經過期間」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第一項の公告又は通知（以下この条において「公告等」という。）の時ににおいて被保険者のために積み立てるべき金額及び未經過期間」と、「法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第一項の公告」とあるのは「公告等」と、「保険料の金額」とあるのは「保険料の金額の合計額」と、新規則第二百十一条の六十四第一項中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、「移転会社及び移転先会社の連名の認可申請書を」とあるのは「認可申請書を移転業者の」と、同条第二項第二号中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、同項第三号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「株主総会等」とあるのは「株主総会等（旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十六条第一項に規定する株主総会等をいう。）」と、同項

第四号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「貸借対照表（移転先会社が外国保険会社等の場合にあっては、日本における保険業の貸借対照表）」とあるのは「貸借対照表」と、同項第五号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、同項第六号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と、「責任準備金の額」とあるのは「責任準備金に相当する額」と、同項第七号中「準備金の額」とあるのは「準備金に相当する額」と、同項中「八 法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十五条第一項の契約により移転対象契約とともに移転するものとされる財産について、その種類ごとに数量及び価額を記載した書面」とあるのは「八 旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十五条第一項の契約により移転対象契約とともに移転するものとされる財産について、その種類ごとに数量及び価額を記載した書面 八の二 移転先会社が認可特定保険業者である場合にあつては、次に掲げる書面 イ 移転対象契約について、その保険の種類、保険契約者の範囲、被保険者又は保険の目的の範囲及び保険金の支払事由を記載した書面 ロ 移転先会社を被保険者とする保険契約について、イに定める事項を記載した書面」と、同項第十一号中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二

十九」と、「公告」とあるのは「公告又は通知」と、同項中「十二 法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の前条に規定する金額が、法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第四項（法第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に定める割合を超えなかったことを証する書面」とあるのは「十二 旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の前条に規定する金額が、旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第四項に定める割合を超えなかったことを証する書面 十二の二 移転先会社が認可特定保険業者（平成十七年改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要する者に限る。）である場合には、移転対象契約に係る責任準備金に相当する額が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられているかどうかについて、当該認可特定保険業者の保険計理人が確認した結果を記載した意見書 十二の三 次のイからハまでに掲げる移転先会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める行政機関が作成した書面であつて

、当該保険契約の移転が旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十九条第二項第一号（移転先会社に係る部分に限る。）及び第二号に掲げる基準に適合する旨の意見（移転先会社が認可特定保険業者である場合にあつては、当該保険契約の移転に係る特定保険業（平成十七年改正法附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下この号において同じ。）が当該保険契約の移転を受ける前に当該移転先会社の行っていた特定保険業の全部又は一部と実質的に同一のものであると認められる旨の意見を含む。）が記載されたもの（当該行政機関が移転業者の金融庁長官等と同一であるときを除く。）イ 認可特定保険業者 その行政庁 ロ 保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者（令第四十七条の二第三項の規定により金融庁長官の指定する少額短期保険業者に限る。） 金融庁長官 ハ 少額短期保険業者（ロに掲げる者を除く。） その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）と、同項第十四号中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、新規則第二百七十一条の六十五中「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において

て読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、新規則第二百十一条の六十六中「、移転会社の法第二百七十二条の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項のうちの移転対象契約に関する部分」とあるのは「移転対象契約に関する事項」と、「法第二百七十二条の二十九」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九」と、「又は変更」とあるのは「又は変更若しくは届出」と、同条中「二 法第二百七十二条の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類 法第二百七十二条の十九第一項の変更」とあるのは「二 法第二百七十二条の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類 法第二百七十二条の十九第一項の変更 三 平成十七年改正法附則第二条第三項第二号から第四号までに掲げる書類 平成十七年改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百二十三条第一項の規定による認可又は同条第二項の届出」とする。この場合において、新規則第二百十一条の六十四第二項第十三号の規定は適用しない」と、旧平成十八年改正府令附則第十六条中「改正法附則第四条第七項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する新規則第二百十一条の六十四の規定の適用については、同条第二項第三号中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」と、同項第十二号中「法第二百七十二条の二十九において準用する法

第三百三十七条第四項（法第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とあるのは「法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十七条第四項」と、同項第十四号中「その他」とあるのは「移転対象契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、移転先会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあつては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他」とする。この場合において、新規則第二百十一条の六十四第二項第三号の規定は適用しない」とあるのは「金融庁長官等は、旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第三百三十九条第一項の規定による認可の申請を受けたときは、直ちに、その旨を当該申請に係る保険契約の移転について前条において読み替えて適用する新規則第二百十一条の六十四第二項第十二号の三の規定により意見書を作成した行政機関に通知するものとする。当該申請について処分をしたときも同様とする」と、旧平成十八年改正府令附則第十八条中「改正法」とあるのは「旧

平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「同条第一項第三号中「株主総会等」とあるのは、「株主総会等（これに相当するものを含む。）」とする」とあるのは「同条第一項中「法第二百七十二条の三十第一項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第八項において読み替えて適用する法（以下この条において「旧平成十七年改正法附則第四条第八項において読み替えて適用する法」という。）第二百七十二条の三十第一項」と、同項第二号中「事業の譲渡」とあるのは「特定保険業（保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。第五号において同じ。）に係る事業の譲渡」と、同項第三号中「株主総会等」とあるのは「社員総会又は評議員会」と、同項第五号中「事業又は」とあるのは「特定保険業に係る事業又は」と、「事業に係る」とあるのは「特定保険業に係る事業に係る」とする。この場合において、同条第一項第六号から第八号まで並びに同条第二項及び第三項の規定は適用しない」と、旧平成十八

年改正府令附則第十九条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「新規則第二百十一条の六十九の規定の適用については、同条第二項第三号中「委託会社及び受託会社」とあるのは「受託会社」とする」とあるのは「新規則第二百十一条の六十八から第二百十一条の七十までの規定の適用については、新規則第二百十一条の六十八中「法第二百七十二条の三十第二項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法（以下この節において「旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法」という。）第二百七十二条の三十第二項」と、新規則第二百十一条の六十九第一項中「法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百十五条第一項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百十五条第一項」と、「委託会社（法第二百七十二条の三十第二項」とあるのは「認可

申請書を委託業者（旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項」と、「委託会社」とあるのは「委託業者」と、「及び受託会社（法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百十四条第一項に規定する受託会社をいう。次項及び次条において同じ。）の連名の認可申請書を金融庁長官等」とあるのは「の金融庁長官等」と、同条第二項第二号中「法第二百七十二条の三十第二項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項」と、同項第三号中「委託会社及び受託会社」とあるのは「委託業者及び受託会社（旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百十四条第一項に規定する受託会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と、「株主総会等」とあるのは「株主総会等（旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百十四条第二項に規定する株主総会等をいう。次条第二項第三号において同じ。）」と、同項第四号中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、「受託会社が外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表」とあるのは「受託会社が認可特定保険業者（保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定

する認可特定保険業者をいう。以下この項において同じ。）の場合にあつては一般社団法人及び一般財団
 法人に関する法律第二百二十三条第二項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）の規定により
 作成した貸借対照表及び認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年<sup>内閣府、総務省、法
 務省、文部科学省、厚生労働省、農林
 水産省、環境省、令第 号</sup>）別紙様式第一号第三により作成した貸借対照表、外国保険会社等の場合にあつては
 日本における保険業の貸借対照表。次条第二項第四号において同じ。」と、同項中「六 受託会社が委託
 会社の業務及び財産の管理を行う方法及び受託会社が法第二百七十二条の三十第二項において準用する法
 第二百四十八条第一項の規定による表示をする方法を記載した書面」とあるのは「六 受託会社が委託業者
 の業務及び財産の管理を行う方法及び受託会社が旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替え
 て適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第二百四十八条第一項の規定による表示をす
 る方法を記載した書面 六の二 次のイからハまでに掲げる受託会社の区分に応じ、当該イからハまでに
 定める行政機関が作成した書面であつて、当該認可の申請に係る業務及び財産の管理の委託が旧平成十七
 年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する
 法第二百四十五条第二項第一号（受託会社に係る部分に限る。）及び第二号に掲げる基準に適合する旨の意

見が記載されたもの（当該行政機関が委託業者の金融庁長官等と同一であるときを除く。） イ 認可特定保険業者 その行政庁 ロ 保険会社、外国保険会社等又は少額短期保険業者（令第四十七条の二第三項の規定により金融庁長官の指定する少額短期保険業者に限る。） 金融庁長官 ハ 少額短期保険業者（ロに掲げる者を除く。） その本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）」と、同項第七号中「法第二百七十二条の三十第二項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項」と、新規則第二百十一条の七十第一項中「法第二百七十二条の三十第二項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項」と、同項第四号中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、同条第二項第三号中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、同項第四号中「委託会社」とあるのは「委託業者」と、「貸借対照表（受託会社が外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表）」とあるのは「貸借対照表」と、同項中「六 管理の委託をする業務及び財産の範囲に係る変更の認可を申請する場合においては、当該変更後に管理の委託をしようとする業務及び財産に係る損益の状況を

記載した書面」とあるのは「六 管理の委託をする業務及び財産の範囲に係る変更の認可を申請する場合においては、当該変更後に管理の委託をしようとする業務及び財産に係る損益の状況を記載した書面 六の二 前条第二項第六号の二イからハまでに掲げる受託会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める行政機関が作成した書面であつて、当該変更又は解除の認可の申請に係る業務及び財産の管理の委託が旧平成十七年改正法附則第四条第九項において読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百五十五条第二項第一号（受託会社に係る部分に限る。）及び第二号に掲げる基準に適合する旨（解除の認可の申請の場合にあつては、既存の業務及び財産の管理の委託がこれらの基準のいずれかに適合しなくなった旨）の意見が記載されたもの（当該行政機関が委託業者の金融庁長官等と同一であるときを除く。）」とする」と、旧平成十八年改正府令附則第二十条中「改正法附則第四条第九項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者に対する新規則第二百十一条の七十の規定の適用については、同条第二項第三号中「委託会社及び受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等」とあるのは「受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等」とする」とあるのは「金融庁長官等は、旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第九項にお

いて読み替えて適用する法第二百七十二条の三十第二項において準用する法第四百四十五条第一項又は第四百四十九条第二項の規定による認可の申請を受けたときは、直ちに、その旨を当該申請について前条において読み替えて適用する新規則第二百十一条の六十九第二項第六号の二又は第二百十一条の七十第二項第六号の二の規定により意見書を作成した行政機関に通知するものとする。当該申請について処分をしたときも同様とする」と、旧平成十八年改正府令附則第二十一条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、「同条第一項第三号中「株主総会等」とあるのは「株主総会等（これに相当するものを含む。）」と、同項第八号中「法第六十五条の七第二項（法第六十五条の十二において準用する場合を含む。）」、法第六十五条の十七第二項（法第六十五条の二十において準用する場合を含む。）又は法第六十五条の二十四第二項」とあるのは「会社法第七百八十九条第二項、第七百九十九条第二項又は第八百十条第二項」と、同項第十六号中「取締役、執行役又は監査役」とあるのは「取締役、執行役又は監査役（これらに相当するものを含む。）」と、同項第二十一号中「その他」とあるのは「合併により消滅する特定保険業者の保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、合併後存続する

保険会社又は合併により設立される保険会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（確認すべき資産が不動産である場合にあつては、当該資産について不動産鑑定士を含む。）が確認した書類その他」とする。この場合において、同項第九号及び第十三号の規定は適用せず、同項第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号の規定は、当該特定保険業者が株式会社である場合に限り適用する」とあるのは「同条第一項中「法第百六十七条第一項」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号。以下この条において「旧平成十七年改正法」という。）附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法附則第四条第十一項において読み替えて適用する法（以下この条において「旧平成十七年改正法附則第四条第十一項において読み替えて適用する法」という。）第百六十七条第一項」と、「添付して」とあるのは「添付して、吸収合併存続法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十四条第一号に規定する吸収合併存続法人をいう。以下この条において同じ。

）の」と、同項第三号中「株主総会等」とあるのは「社員総会又は評議員会」と、同項中「四 各当事者の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書」とあるのは「四 各当事者の財産目録並びに貸借対照表及び損益計算書 四の二 当事者である特定保険業（保険業法等の一部を改正する法律（第十六号の二において「平成十七年改正法」という。）附則第二条第一項に規定する特定保険業をいう。以下この号及び次号において同じ。）を行う者が二以上の合併の認可の申請の場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書面 イ 合併後存続する移行法人が当該合併前に行っていた特定保険業に関する次に掲げる事項（1）保険の種類（2）保険契約者の範囲（3）被保険者又は保険の目的の範囲（4）保険金の支払事由 ロ 合併後存続する移行法人が当該合併後に行う特定保険業に関するイ（1）から（4）までに掲げる事項」と、同項第五号中「当事者である保険会社等」とあるのは「当事者である特定保険業を行う者」と、「責任準備金の額」とあるのは「責任準備金の額又はこれに相当する額」と、同項第六号中「保険会社又は合併により設立される保険会社」とあるのは「移行法人」と、同項第八号中「法第百六十五条の七第二項（法第百六十五条の十二において準用する場合を含む。）、法第百六十五条の十七第二項（法第百六十五条の二十において準用する場合を含む。）、法第百六十五条の二十四第二項」とあるのは「一般社団法人及び一般

財団法人に関する法律第二百四十八条第二項又は第二百五十二条第二項」と、「これらの規定による」とあるのは「当該」と、同項第十二号中「法第六十五条の八第二項、第六十五条の十八第二項又は会社法第七百九十条第二項」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十九条第二項」と、同項第十五号中「当事者（保険会社を除く。）」とあるのは「当事者」と、同項中「十六 合併に際して就任する取締役、執行役又は監査役があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の履歴書」とあるのは「十六 合併に際して就任する理事又は監事があるときは、就任を承諾したことを証する書面及びこれらの者の履歴書 十六の二 次のイからニまでに掲げる吸収合併消滅法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十四条第一号に規定する吸収合併消滅法人をいう。以下この号において同じ。）の区分に応じ、当該イからニまでに定める行政機関が作成した書面であつて、当該合併が旧平成十七年改正法附則第四条第十一項において読み替えて適用する法第六十七条第二項第一号（吸収合併消滅法人に係る部分に限る。）に掲げる基準に適合する旨の意見が記載されたもの（当該行政機関が吸収合併存続法人の金融庁長官等と同一であるときを除く。） イ 認可特定保険業者（平成十七年改正法附則第二条第七項第一号ホ(7)に規定する認可特定保険業者をいう。） その行政庁 ロ 保険契

約管理業者（平成十七年改正法附則第二条第十二項に規定する保険契約管理業者をいう。）　その行政庁

ハ 移行法人（令第四十七条の二第一項の規定により金融庁長官の指定する移行法人に限る。）　金融

庁長官　ニ 移行法人（ハに掲げる者を除く。）　その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該

所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）」と、同項第二十一号中「

法第六百六十七条第二項」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第四条第十一項において読み替えて適用す

る法第六百六十七条第二項」と、同条第三項中「法第二条第十五項の規定は、第一項第二十号に規定する議

決権について準用する」とあるのは「金融庁長官等は、旧平成十七年改正法附則第四条第十一項において

読み替えて適用する法第六百六十七条第一項の認可の申請を受けたときは、直ちに、その旨を当該申請に係

る合併について前項第十六号の二の規定により意見書を作成した行政機関に通知するものとする。当該申

請について処分をしたときも同様とする」とする。この場合において、同条第一項第九号から第十一号ま

で、第十三号、第十四号及び第十七号から第二十号まで並びに同条第二項の規定は適用しない」と、旧平

成十八年改正府令附則第二十二条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定

により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、旧平成十八年改正府令附則第二十四条の見出し中「

特定保険業者であつた保険会社等」とあるのは「移行法人から保険契約の移転を受けた保険会社等」と、同条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と、旧平成十八年改正府令附則別紙様式第一号中「特定保険業者」とあるのは「移行法人」や、「保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定に基づき、改正法附則第3条第2項各号に掲げる書類を添付して」や、また「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第51号）附則第2条第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号。以下「旧平成17年改正法」という。）附則第5条第8項の規定により読み替えて適用する旧平成17年改正法附則第3条第1項の規定に基づき」や、「資本金若しくは出資金の額又は基金の総額」や、
のは「出資金の額又は基金の総額」とする。

3 旧平成十七年改正法附則第八条第二項に規定する保険会社については、旧平成十八年改正府令附則第二十四条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「改正法」とあるのは、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十一号）附則第二条第五項の規定

によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）」とする。